

宮古島市建設工事の競争入札案件における落札制限及び手持ち工事数の制限に関する基準の一部改正

改正 令和7年11月11日 市長決裁

1 趣旨

この基準は、宮古島市が発注する建設工事について、工事の品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図るため、落札制限及び手持ち工事数による入札参加制限の基準に関して、必要な事項について定めるものとする。

2 落札制限

(1) 定義

落札制限とは、宮古島市が発注する建設工事を落札した後、一定期間、他の入札案件の落札を制限することをいう。

(2) 落札制限の設定及び期間

落札制限の設定及び期間は以下のとおりとする。

ア 落札制限を設定するときは、入札公告、又は指名競争入札通知書において明示し、入札参加者に周知する。

イ 落札制限が設定された案件を落札した場合、その案件から30日以内に開札される同一業種及び同一規模の建設工事について、落札できないものとする。

ウ 複数の入札にすでに参加し、又は参加予定の事業者が、先に開札された案件を落札した場合、その後に実施される入札について、無効又は辞退として扱うものとする。（この場合、落札候補者自身において、落札案件を選ぶことはできないものとする。）

3 手持ち工事制限

(1) 定義

手持ち工事制限とは、宮古島市が発注する建設工事で、事業者の手持ち工事数により、同一事業者による落札件数を制限することをいう。

(2) 対象および件数

ア 競争入札により発注した土木Aの工事を対象工事とし、手持ち工事の制限となる件数は1件までとする。

イ 上記ア以外の工事については、手持ち工事の制限を設けないものとする。

ウ 入札前までに、手持ち工事の制限数に達した場合は、その後の入札を無効又は辞退として取り扱う。

エ 当該年度以前の繰越工事や債務負担行為契約工事についても、手持ち工事の件数に加える。

オ 特定建設工事共同企業体による受注工事件数は、代表者となる者にのみ手持ち工事の件数として適用する。

カ 下請け契約及び随意契約による工事件数は除く。

(3) 手持ち工事の基準日及び期間

ア 手持ち工事の基準日は、一般競争入札においては落札候補者となった日とし、指名競争入札においては落札が決定した日とする。

イ 手持ち工事の期間は、基準日から工事検査合格通知書が発行された日までとする。

附 則

この基準は、令和6年11月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和7年11月1日から施行する。